

## 駐車場所見取図

訪問先	大津市◇◇一丁目◇番◇号 ◇◇方
-----	---------------------



- 備考
- 1 見取図中に「訪問先」及び「駐車場所」を図示すること。
  - 2 「駐車場所」については、以下のいずれにも該当すること。
    - ・駐車禁止の交通規制が実施されている場所である。
    - ・駐停車禁止の場所ではない。
    - ・無余地の違反（駐車車両の右側道路上に、3.5m以上の余地がない）とならない。
    - ・駐車方法の違反（右側駐車、歩道上駐車、斜め駐車など）とならない。
    - ・駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所ではない。